

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例（案）

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行ない、もって良好な景観を形成し、<u>若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第1条の2 略</p> <p>(禁止) 第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1)～(3) 略 (4) 東郷池及び<u>これから</u> 200メートル以内の地域（知事が指定する地域を除く。） (5)～(7) 略 2・3 略</p> <p>(制限) 第3条 略 2・3 略 <u>4 知事は、申請に基づき、許可等の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。</u></p> <p>(適用の除外) 第3条の2 略  (1)～(3) 略 2 略 <u>3 公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもので、規則で定める基準に適合</u></p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制を行うことを目的とする。</p> <p>(定義) 第1条の2 略</p> <p>(禁止) 第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1)～(3) 略 (4) 東郷池及び湖山池並びに<u>これら</u>から 200メートル以内の地域（知事が指定する地域を除く。） (5)～(7) 略 2・3 略</p> <p>(制限) 第3条 略 2・3 略</p> <p>(適用の除外) 第3条の2 略  (1)～(3) 略 2 略</p>

するものについては、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第2条第1項の規定は、適用しない。

4 略

5 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による許可について準用する。

(許可の内容の変更)

第4条 第3条第1項、前条第3項又は第4項の規定により許可を受けた者は、広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。掲出物件の設置場所又は設置方法を変更しようとするときもまた同様とする。

2 略

(許可の基準)

第5条 第3条第1項、第3条の2 第3項、第4項及び前条第1項の許可の基準は、規則で定める。

(許可証票のちょう付)

第6条 第3条第1項、第3条の2 第3項、第4項又は第4条第1項の規定により許可を受けた者は、当該広告物等に、知事が交付する許可証票をちょう付しなければならない。ただし、知事が許可の表示をしたものについては、この限りではない。

(管理義務)

第7条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(以下「広告物の所有者等」という。)は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

(広告物等の表示の方法等の基準)

第7条の3 広告物の所有者等は、広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及び掲出物件の形状その他設置の方法並びにこれらの維持の方法について別表で定める基準に従い、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又は管理しなければならない。

3 略

4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(許可の内容の変更)

第4条 第3条第1項又は前条第3項の規定により許可を受けた者は、広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。掲出物件の設置場所又は設置方法を変更しようとするときもまた同様とする。

2 略

(許可の基準)

第5条 第3条第1項、第3条の2 第3項及び前条第1項の許可の基準は、規則で定める。

(許可証票のちょう付)

第6条 第3条第1項、第3条の2 第3項又は第4条第1項の規定により許可を受けた者は、当該広告物等に、知事が交付する許可証票をちょう付しなければならない。ただし、知事が許可の表示をしたものについては、この限りではない。

(管理義務)

第7条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

(広告物等の表示の方法等の基準)

第7条の3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及び掲出物件の形状その他設置の方法並びにこれらの維持の方法について別表で定める基準に従い、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又は管理しなければならない。

<p><u>(点検)</u>  <u>第7条の4 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物等について、法第10条第2項第3号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者(以下「屋外広告士」という。)その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</u>  <u>2 広告物の所有者等は、この条例の規定による許可の更新の申請を行う場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(除却義務)</u>  <u>第7条の5 略</u></p> <p><u>(立入検査等)</u>  <u>第9条の3 略</u></p> <p><u>(処分、手続等の効力の承継)</u>  <u>第9条の4 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。</u></p> <p><u>(広告物等を保管した場合の公示事項)</u>  <u>第9条の5 略</u></p> <p><u>(広告物等を保管した場合の公示の方法)</u>  <u>第9条の6 略</u></p> <p><u>(広告物等の価額の評価方法)</u>  <u>第9条の7 略</u></p> <p><u>(保管した広告物等を売却する場合の手続)</u>  <u>第9条の8 知事は、法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がな</u></p>	<p><u>(除却義務)</u>  <u>第7条の4 略</u></p> <p><u>(立入検査等)</u>  <u>第9条の3 略</u></p> <p><u>(広告物等を保管した場合の公示事項)</u>  <u>第9条の4 略</u></p> <p><u>(広告物等を保管した場合の公示の方法)</u>  <u>第9条の5 略</u></p> <p><u>(広告物等の価額の評価方法)</u>  <u>第9条の6 略</u></p> <p><u>(保管した広告物等を売却する場合の手続)</u>  <u>第9条の7 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等</u></p>
--	--

<p>い広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。</p> <p>(公示の日から売却可能となるまでの期間)</p> <p><u>第9条の9</u> 略</p> <p>(<u>広告物又は掲出物件を返還する場合の手続</u>)</p> <p><u>第9条の10</u> 知事は、保管した広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。</p> <p>(業務主任者の選任等)</p> <p>第10条の11 屋外広告業者は、第10条の3第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>(1) <u>屋外広告士</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。</p> <p>(公示の日から売却可能となるまでの期間)</p> <p><u>第9条の8</u> 略</p> <p>(業務主任者の選任等)</p> <p>第10条の11 屋外広告業者は、第10条の3第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>(1) <u>法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県屋外広告物条例の規定による許可を受けて表示され、又は設置されている屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件については、この条例の施行の日から令和 年 月 日までの間は、改正後の鳥取県屋外広告物条例第7条の5、第7条の6及び第9条の6の規定は、適用しない。